この入札は、御殿場市電子入札運用基準に基づき、静岡県共同利用電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。

1　入札に付する事項

(1) 入札番号　　令和元年度　第２０号

(2) 工 事 名　　社会資本整備総合交付金事業　市道０１１５号線道路改良工事　その１

(3) 工事場所　　御殿場市　東田中　地内

(4) 工　　期　　本契約締結日の翌日から令和２年３月１７日まで

(5) 予定価格　　事後公表

2　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号のいずれにも該当すること。

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

(2) 令和元年７月１０日までに御殿場市に対し令和元年度・２年度の一般競争参加資格審査申請（建設工事）を行っていること。

(3) 御殿場市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成４年御殿場市告示第７８号）の規定による指名停止期間中でないこと。

(4) 御殿場市入札参加者選定要綱（昭和５１年御殿場市告示第９５号）第２条の規定により、令和元年度の土木一式工事においてＡ等級に格付けされた業者であること。

(5) 御殿場市内に本社を有すること。

(6) 御殿場市の発注する工事において、一般競争入札の参加差し控えの対象業者でないこと。

(7) 入札参加資格者が入札までに必要な資格を満たさなくなったときは、入札に参加できないこと。

3　入札参加に関する事項

(1) 入札参加申請受付期間及び入札に必要な書類を示す期間は次のとおりとする。

令和元年７月１１日午後１時から令和元年７月１９日午後４時まで

(2) 入札参加申請の方法

御殿場市のホームページ（http://www.city.gotemba.shizuoka.jp/）から取得した制限付入札参加申請書（様式１）に所定の事項を記入の上、前項の受付期間内に電子入札システムにより申請を行う。

(3) 設計図書等入札に必要な書類の入手方法

入札情報サービス（ＰＰＩ）よりダウンロードすること。

(4) 入札参加資格の決定

４(1)の入札書受付期間前日までに、入札参加資格がない旨の通知がない限り、電

子入札システムにより確認通知書の交付を受けた者は、入札参加資格を有するものとする。

4　入札及び開札に関する事項

(1) 次の入札書受付期間に電子入札システムにより入札すること。

入札書受付期間　　令和元年７月３０日　午前９時から午後９時まで
令和元年７月３１日　午前９時から午後４時まで

(2) 開　札　日　時　　令和元年８月１日　午前９時

(3) 落札決定に当たっては、入札金額に、その１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額で入札すること。

(4) 入札金額に対応した積算内訳書（市が様式を指定しない場合は任意様式）を電子入札システムにより提出すること。

5　入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 御殿場市財務規則第４０条に該当する者の入札

(2) 有効な電子証明書を取得していない者がした入札

(3) 入札金額に対応した積算内訳書の提出がないもの

6　入札保証金に関する事項

免除

7　契約保証金に関する事項

請負代金額の１０分の１以上とする。ただし、請負代金額３００万円未満を除く。

8　前払金に関する事項

請負代金額が３００万円以上の場合に限り、請負代金額の１０分の６以内（万円未満切捨）の額とする。ただし、中間前払金を含む。

9　部分払に関する事項

工期が９０日以上の工事で、請負代金額が１，０００万円未満の場合は１回以内、請負代金額が１，０００万円以上２，０００万円未満の場合は２回以内、請負代金額が２，０００万円以上の場合は３回以内とする。

１０　その他

(1) 入札を辞退する場合は４(1)の入札書受付期間に電子入札システムにより行うこと。

(2) 質疑がある場合は、令和元年７月２２日午前１０時までに、ＦＡＸ、インターネットメール又は電子入札システムで管財課へ提出すること。

(3) 御殿場市電子入札運用基準６－２＜紙入札を認める例＞に該当し、紙入札を行う場合は同基準に基づき執行するものとし、４(2)の開札日時に管財課窓口へ入札書等を直接提出するものとする。

提出先　〒412-8601　御殿場市萩原４８３番地
御殿場市役所総務部管財課
ＴＥＬ　０５５０(８２)４３２２
ＦＡＸ　０５５０(８４)３４２０
メール　kanzai@city.gotemba.lg.jp